

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

バスにおけるシートベルトの着用の徹底について

6月18日正午頃、北海道二海郡八雲町の国道5号線において、自家用トラックがセンターラインをはみ出して、対向車線を走行中の高速バスに衝突し、高速バスの乗員・乗客及び自家用トラックの運転者の計5名がお亡くなりになり、高速バスの乗客12名が重軽傷を負うという、大変痛ましい事故が発生しました。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減し、車外放出の危険性を低くする等、乗客の安全確保の観点から大変重要であることから、本年1月に一部改正した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」にシートベルト着用の必要性等について明記しておりますが、下記のとおり着用の徹底を促すため、貴会傘下会員に対し改めて周知をお願いします。

記

1. シートベルトが備えられているバスでは、乗客の安全のため、次に掲げる事項について、改めて実施を徹底すること。
 - (1) 高速道路における乗客のシートベルト着用は法令で義務付けられていることから、乗客の安全を確保するため、「お客さまの安全のために、シートベルトの着用をお願いします」等の声かけや車内放送等により、乗客に対しシートベルト着用を促すこと。
 - (2) 一般道路においても、乗客の安全を確保するため、乗客に対しシートベルト着用を促すこと。
 - (3) 貸切バスにおいては、乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。
 - (4) シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客がシートベルトを常時着用できる状態にしておくこと。
2. 乗客にシートベルトを着用させることの必要性等について、乗務員に対し、改めて

指導を徹底すること。

(参考) マニュアル本編については、以下の国土交通省ウェブサイトに掲載。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の
実施マニュアル」バス事業者編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf